



優良な電子帳簿のススメ！



国税庁担当者

そういえば最近よく「優良な電子帳簿」っていう言葉を見かけるな。あれってなんだろう？

ご興味がおありですか？？それでは私が説明いたしましょう！！



経理担当者

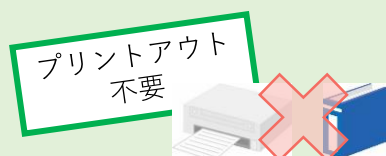
そもそも 電子帳簿等保存ってなあに？？



税法上保存が必要な「帳簿」「書類」をパソコン等で作成している場合、

- ① システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- ② 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること

を満たせば、**プリントアウトすることなく、電子データのまま保存することができる**というものです。



いちいち「帳簿」や「書類」を印刷してファイリングしなくてもいいんですね。



じゃあ 優良な電子帳簿ってなあに？？

税法上保存が必要な「帳簿」につき、上の①②に加え、

- ③ 訂正・削除・追加の履歴が残ること
- ④ 帳簿の相互関連性があること
- ⑤ 取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があること

を満たすものは優良な電子帳簿として、その帳簿に関連する過少申告があっても、**過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減される**というものです。

うっかり入力誤りなどがあっても、加算税の負担が軽くなりますね。



そうですね。
そのほか、内部統制や対外的な信頼性の観点からも優れています。
ただし、**以下の点にご注意**ください。



この措置の適用を受けるためには、

- あらかじめ（法定申告期限までに）届出書を提出していること
- その課税期間の最初から優良な電子帳簿として備付け・保存を行っていること

が必要となります。

➡ 裏面へ続く



すべての帳簿について、要件を満たす必要があるのでしょうか？



いいえ、一定の帳簿に限定されています。

● 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の5%軽減措置の対象となる帳簿の範囲

①仕訳帳、②総勘定元帳、③**その他必要な帳簿**

「③その他必要な帳簿」の具体例（※）

売上帳、仕入帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿、固定資産台帳、繰延資産台帳、貸金台帳（所得税のみ）、有価証券受払い簿（法人税のみ）

※ 所得税・法人税の場合の具体例です。消費税については、消費税法に規定する一定の帳簿が対象となります。

「③その他必要な帳簿」とは、具体例で示されているものすべてを作成しなければならないのですか？



いいえ、ご自身が作成されている帳簿のうち、上記の具体例に該当するものについて、要件を満たしていただければ大丈夫です。

なるほど。うちの会社は手形を扱っていないので、「受取手形記入帳」や「支払手形記入帳」は作らなくていい、ということですね。



そのとおりです。
国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」では、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税軽減措置の判定チェックシートやQ&Aなどを掲載していますので、ご覧ください！

～これから会計ソフトを導入する方へ～

これから会計ソフトを導入しようと思うけど、どの会計ソフトが優良な電子帳簿の要件を満たしているんだろう？



公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA（ジーマ））の認証を受けた会計ソフトは、優良な電子帳簿の機能要件を満たしており、そのパッケージや説明書に、「JIIMA認証マーク」がついています。ご購入の際に参考にされるといいですよ！

認証を受けた会計ソフトの一覧は、JIIMAのホームページに掲載されていますので、是非ご活用ください。

※ 認証ソフトが、ご自身が作成されている帳簿に対応しているかについても、別途ご確認ください。
なお、優良な電子帳簿となるためには、機能要件のほか、システムの説明書やディスプレイの備付け等の要件も満たす必要があることにご留意ください。



JIIMA認証マークの一例



もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



～優良な電子帳簿の要件判定チェックシート～

法8条第4項の優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受けようとする場合には、以下の項目がすべて「適」となる必要があります。

※採用する方法により、確認する項目が異なります。

基本項目の確認(法④①、8④)					
1 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書を提出している。					
特例の適用を受ける旨の届出書に記載された備付開始日（年月日）				□適 □否	
届出書に記載された電磁的記録を作成するプログラム(ソフトウェア)（ ）					
2 課税期間の初日から対象となる特例国税関係帳簿の全てについて、電子帳簿により備え付けている。				□適 □否	
3 最初の記録段階から一貫して電磁的記録(明細データ)により作成・保存している。				□適 □否	
4 青色申告者が備え付けるべき対象帳簿を電磁的に記録・保存している。				□適 □否	
個別項目の確認					
1 システム関係書類の備付け(規2②ー関係)					
(1) システムの概要、システム開発の関連書類を備え付けている。(市販のプログラムを使用する場合を除く)				□適 □否	
(2) 記載項目を最初に入力したシステムから全ての操作説明書を備え付けている。(入力を他に委託してる部分を除く)				□適 □否	
(3) システム処理を記帳代行業者等に委託している場合には、当該委託契約書を備え付けている。				□適 □否	
(4) 入出力処理(記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含む。)の手順、日程及び担当部署並びに電磁的記録の保存等の手順及び担当部署などを明らかにした書類を備え付けている。				□適 □否	
2 帳簿データの検索、表示、出力機能の確保(規2②二、規5⑤ーハ関係)					
(1) 検索項目について記録事項のないデータを検索(Null値(空白)を対象として検索)できる。				□適 □否	
(2) 各帳簿の検索の条件に取引年月日、取引金額及び取引先名称を設定して検索できる。				□適 □否	
(3) ①又は②のいずれかを満たしている。					
①		□ 税務調査等の際に、帳簿データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている。		□適 □否	
② (右のいずれも満たす)		□ 事業年度ごとに範囲を指定して条件設定ができ、探し出された記録事項のみが画面及び書面に出力される。		□適 □否	
		□ ニ以上の任意の検索項目を組み合わせて条件設定ができ、探し出された記録事項のみが画面及び書面に出力される。			
(4) ディスプレイ及びプリンタ並びに操作説明書を備え付けて、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できる。				□適 □否	
3 訂正・削除及び追加入力の履歴の確保(規5⑤ーイ関係)					
(1) 記載項目を最初に入力した時点からの訂正削除の事実及び内容が確認できる(①又は②のいずれかを満たしている)。					
①		□ 【全ての訂正削除の履歴が残る場合】A～Cのいずれかの方法により対応している。			
		□ A：データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。		□適 □否	
		□ B：データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使い、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳(当初データの特定に必要な情報を付加)を入力することにより行う。			
		□ C：上記A・B以外の方法による。			
②		□ 【入力日から7日以内の訂正削除の履歴を残さない場合】内部規程かつシステムが対応している。			
(2) 通常の入力期間(最長2か月以内)を経過して入力した事実が確認できる(A～Cのいずれかを満たしている)。					
		□ A：入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。		□適 □否	
		□ B：入力データに個々のデータを特定することができる情報[□一連番号、□伝票番号、□その他()]を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)。			
		□ C：上記A・B以外の方法による。			
4 関連する帳簿間の記録事項の関連性の確保(規5⑤ーロ関係)					
□【個別、合計転記による記帳の場合】一連番号、伝票番号等により相互に確認できる。				□適 □否	
□【集計転記による記帳の場合】摘要欄等に集計対象項目及び集計範囲が正確に記録されて確認できる。					

本チェックシートにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- 法 規 特例国税関係帳簿
- = 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
 - = 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
 - = ・ 所得税法施行規則第 58 条第1項(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(※1)
 - ・ 法人税法施行規則第 54 条(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(※2)
 - ・ 消費税法第 30 条第7項(仕入れに係る消費税額の控除)、第 38 条第2項(売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)、第 38 条の2第2項(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除)及び第 58 条(帳簿の備付け等)に規定する帳簿
- ※1 上記の所得税法施行規則第 58 条第1項に規定する「その他必要な帳簿」とは、規第5条第1項に規定する財務大臣の定める取引に関する事項(次の表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項。)の記載に係るものをいいます。

所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形(融通手形を除きます。以下、本表において同じ。)上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産(以下、本表において「減価償却資産等」といいます。)に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項
事業所得(農業から生ずる所得を除きます。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。)に関する事項 ③ 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。)に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。)その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項
事業所得(農業から生ずる所得に限ります。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項

- ※2 上記の法人税法施行規則第 54 条に規定する「その他必要な帳簿」とは、
- ・ 手形(融通手形を除きます。)上の債権債務に関する事項
 - ・ 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。)その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。)
 - ・ 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。)その他債務に関する事項
 - ・ 法人税法第2条第 21 号(定義)に規定する有価証券(商品であるものを除きます。)に関する事項
 - ・ 法人税法第2条第 23 号に規定する減価償却資産に関する事項
 - ・ 法人税法第2条第 24 号に規定する繰延資産に関する事項
 - ・ 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。)その他収入に関する事項
 - ・ 仕入れその他経費(賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。)に関する事項
- の記載に係るものをいいます。

なお、総勘定元帳や仕訳帳以外の帳簿は納税者が行う事業の業種や規模によって異なり、保存義務者によって作成している帳簿はまちまちですが、例えば、売上帳、経費帳、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳等の帳簿を作成している場合には、各帳簿について規第5条第5項の要件に従って保存する必要があります。